

緊急!

第68回学習会のご案内

この6月25日、名古屋地裁において生活保護引き下げを巡って各地で行われている訴訟にて、初の判決が下されました。日本国憲法が謳う「最低限度の生活」、その基準は社会保障の根幹をなすものであり、今回の判決、また各地での裁判の行方はこれからの社会保障政策にも大きな意味を持つものと考えます。

さらに、COVID19感染拡大は市民生活にも深刻な影響を及ぼしており、こういう時だからこそ「社会のセーフティネット」の意義を問いなおすことも必要でしょう。

このような状況を踏まえまして、今一度、生活保護制度についての理解を深め、医療費・生活費に困窮する方々へより良い支援が提供できるようにと講演会を企画いたしました。今回はWEB開催ですので、会員非会員問わず多くの医療ソーシャルワーカーに聴講いただきたく参加費無料としております。どうか奮ってご参加ください。

日時 2020年9月25日（金）19時00分～20時30分
 場所 Zoom *エントリーは18時50分より
 テーマ コロナ禍における相談支援～生活保護、そして、いのちのとりで裁判
 講師 小久保 哲郎 先生（あかり法律事務所）
 対象 医療ソーシャルワーカー および ソーシャルワーク専攻の学生・教員
 定員 300名 / 参加費 無料

★申込方法★ 下記より専用申込フォームへアクセス

<https://forms.gle/PCgXiyJtXdLqLcXa8>

↓↓QRコードからもどうぞ

必要事項を入力して送信してください

*申込受付後、9月21日～23日に

当日の案内をメールでお送りします

申込締切 2020年9月22日（火）

*ただし、定員に達した時点で申込受付は終了



講師紹介 小久保 哲郎 先生

あかり法律事務所弁護士（大阪弁護士会所属）。生活困窮者支援はじめ社会保障問題への関わりが多く、大阪弁護士会貧困・生活再建問題対策本部事務局長、人権擁護委員会、ホームレス問題部会・社会保障部会委員、高齢者・障害者総合支援センター運営委員、日本弁護士連合会貧困問題対策本部事務局次長を務める。生活保護問題対策全国会議事務局長。生活保護基準引き下げ違憲訴訟弁護団のメンバーでもある。『Q&A実務家が知っておくべき社会保障 障害のある人のために』（日本加除出版）、『Q&A 生活保護利用者をめぐる法律相談』（新日本法規出版）、『「生活保護なめんな」ジャンパー事件から考える—絶望から生まれつつある希望』（あけび書房）など著書多数。

問合せ先
大阪医療ソーシャルワーカー協会事務所まで
TEL 06-6767-7008 MAIL info@omsw.jp



特定非営利活動法人
大阪医療ソーシャルワーカー協会